

令和3年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和3年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

<p>採点のポイント</p>	<p>(1) 空間構成 ①建築物の配置・構造計画、②ゾーニング・動線計画、③要求室等の計画、④建築物の立体構成等</p> <p>(2) 建築計画 ①各住戸内の採光及び入居者のプライバシー等に配慮した計画、②要求室の機能性等、③図面、計画の要点等の表現・伝達</p> <p>(3) 構造計画 ①耐震性を考慮して計画した建築物の構造形式・耐震計算ルート等、②屋上庭園の構造の計画、③地盤条件や経済性を踏まえた基礎構造の計画</p> <p>(4) 設備計画 ①各住戸内の給排水計画 ②各住戸内の給排気計画</p> <hr/> <p>※ 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合 ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「面積表が完成されていないもの」又は「計画の要点等が完成されていないもの」 ②地上5階建てでないもの ③図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等） ④建蔽率が70%を超えているもの ⑤容積率が300%を超えているもの ⑥次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの 住戸A、住戸B、住戸C、共用室、エントランスホール、駐輪場（1）、学習塾、カフェ、駐輪場（2）、エレベーター、消火ポンプ室、受水槽室、電気室、PS、屋上庭園、駐車場、車椅子使用者用駐車場 ⑦法令の重大な不適合等、その他設計条件を著しく逸脱しているもの</p>
<p>採点結果の区分（成績）</p>	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。 ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクⅣ：設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの *「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランクⅠ：35.9%、ランクⅡ：6.3%、ランクⅢ：26.9%、ランクⅣ：30.9%</p> <p>○受験者の答案の解答状況 ランクⅢ及びランクⅣに該当するものが多く、具体的には以下のようなものを挙げる事ができる。 ・設計条件に関する基礎的な不適合：「要求している主要な室等の床面積の不適合」、「道路高さ制限への適合が確認できる情報の未記載」 ・法令への重大な不適合：「延焼のおそれのある部分の位置（延焼ライン）と防火設備の設置」、「防火区画（異種用途区画、面積区画、堅穴区画等）」、「道路高さ制限」等</p>
<p>合格基準</p>	<p>採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。</p>

2. その他

試験問題及び標準解答例は、(公財)建築技術教育普及センターのホームページに掲載する。